

令和元年12月10日

洞爺湖町議会令和元年12月会議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第32号	洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
議案第33号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
議案第34号	洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第35号	洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
議案第36号	洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第37号	洞爺湖町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
議案第38号	洞爺湖町洞爺いこいの家条例及び洞爺湖町一般入浴事業に関する条例の一部改正について
議案第39号	指定管理者の指定について（洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場）
議案第40号	指定管理者の指定について（洞爺湖森林博物館）
議案第41号	指定管理者の指定について（洞爺湖町月浦運動公園）
議案第42号	虻田町・洞爺村新町建設計画の一部変更について
議案第43号	令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）
議案第44号	令和元年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第45号	令和元年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第46号	令和元年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第47号	令和元年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第48号	令和元年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町洞爺町57番地2

氏 名 村 上 正 弘
昭和27年3月24日生

令和元年12月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

議案第32号

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のように定める。

令和元年12月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償（通勤手当に相当する費用弁償に限る。以下同じ。）並びに旅費及び旅行に係る費用弁償について定めるものとする。

(給与及び費用弁償支給の根拠)

第2条 会計年度任用職員には、この条例の定めるところにより給与及び費用弁償を支給し、この条例によらないでいかなる給与及び費用弁償も支給しない。

(給与等の種類)

第3条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）に支給する給与の種類は、給料、特殊勤務手当、通勤手当、期末手当、時間外勤務手当、日直手当及び休日勤務手当とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）に支給する給与等の種類は、報酬、期末手当及び費用弁償とする。

(給料及び報酬)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、月額で定めるものとし、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

2 パートタイム会計年度任用職員の給料に相当する報酬の額は、月額、日額又は

時間額で定めるものとし、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならぬ。

3 会計年度任用職員の給料表は、別表に掲げるものとする。

(給料決定の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける会計年度任用職員となった者の号俸は、規則で定める基準に従い決定する。

2 フルタイム会計年度任用職員に支給する給料の額は、給料表のその者に適用される号俸の給料月額欄に掲げる額（以下「適用される給料表の額」という。）とする。

3 パートタイム会計年度任用職員のうち給料に相当する報酬を月額で定める者に支給する給料に相当する報酬の額は、適用される給料表の額に、町長が別に定める勤務時間数を38.75で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

4 パートタイム会計年度任用職員のうち給料に相当する報酬を日額で定める者に支給する給料に相当する報酬の額は、適用される給料表の額を22で除して得た額に、町長が別に定める勤務時間数を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 パートタイム会計年度任用職員のうち給料に相当する報酬を時間額で定める者に支給する給料に相当する報酬の額は、適用される給料表の額を170.5で除して得た額とする。

(給料支給の始期)

第6条 新たに会計年度任用職員となった者には、その日から給料（パートタイム会計年度任用職員にあつては、給料に相当する報酬をいう。以下同じ。）を支給する。

(給料支給の終期)

第7条 会計年度任用職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員（給料を月額で定める者に限る。）が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

(日割計算)

第8条 第6条又は前条第1項の規定により給料を支給する場合（給料を月額で定める者に支給する場合に限る。）であつて、月の途中で新たに会計年度任用職員

になった者又は月の途中で退職した会計年度任用職員に給料を支給する場合の給料の額は、洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号。以下「給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受ける職員のうち法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員以外の者（以下「一般職員」という。）の例により計算する。

（給与等の減額）

第9条 会計年度任用職員が勤務しないときは、給与条例第28条の規定により給与を減額される一般職員の例により計算して得た額を減額して給与等を支給する。

（給与の支給期日等）

第10条 会計年度任用職員の給与の支給期日等については、規則で定めるもののほか、一般職員の例による。

2 町長が特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、給料を前項の規定による支給期日前に繰り上げ、又は分割して支給することができる。

（特殊勤務手当及びこれに相当する報酬）

第11条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の支給については、一般職員の例による。

2 給与条例第16条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬の支給について準用する。この場合において、給与条例第16条中「給料」とあるのは「給料に相当する報酬」と、「特殊勤務手当」とあるのは「特殊勤務手当に相当する報酬」と読み替えるものとする。

（通勤手当及びこれに相当する費用弁償）

第12条 会計年度任用職員の通勤手当（パートタイム会計年度任用職員にあっては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。）の支給については、規則で定めるもののほか、一般職員の例による。

（期末手当）

第13条 会計年度任用職員（任期が6月以上であり、かつ、週の勤務時間が15時間30分以上である者に限る。）の期末手当の支給については、規則で定めるもののほか、一般職員の例による。ただし、期末手当基礎額に乗じる割合は、給与条例第21条第6項の例による。

(時間外勤務手当及びこれに相当する報酬)

第14条 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当の支給については、規則で定めるもののほか、一般職員の例による。

2 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬の支給については、規則で定めるもののほか、給与条例の適用を受ける職員のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者の例による。

(休日勤務手当及びこれに相当する報酬)

第15条 会計年度任用職員の休日勤務手当(パートタイム会計年度任用職員にあっては、これに相当する報酬をいう。)の支給については、規則で定めるもののほか、一般職員の例による。

(日直手当及びこれに相当する報酬)

第16条 会計年度任用職員の日直手当(パートタイム会計年度任用職員にあっては、これに相当する報酬をいう。以下同じ。)については、一般職員の例による。

2 前項の勤務は、前2条の勤務には含まれないものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算定)

第17条 フルタイム会計年度任用職員について第9条の規定に基づき一般職員の例により給与を減額する場合及び第14条及び第15条の規定に基づき一般職員の例によりそれぞれの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額(次項において「1時間当たり給与額」という。)は、一般職員の例により計算して得た額とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の1時間当たり給与額は、第5条第5項の規定に基づいて得た額とする。

(退職者の給与及び費用弁償)

第18条 会計年度任用職員が退職にされたときは、いかなる給与及び費用弁償も支給しない。

(給与等からの控除)

第19条 給与条例第32条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、これらの規定中「給与」とあるのは「給与及び費用弁償」と読み替えるものとする。

(特殊職員に対する給与等)

第20条 業務の特殊性を考慮して町長が別に指定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、第3条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける職員等との均衡を考慮し、予算の範囲内で町長が別にこれを定める。

(旅費及び旅行に伴う費用弁償)

第21条 会計年度任用職員が職務のために旅行したときは、職員の旅費に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第38号)に規定する旅費(パートタイム会計年度任用職員にあっては、これに相当する費用弁償)を支給する。

(委任)

第22条 この条例において別段の定めがある場合のほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(給料に関する特例措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前1年以内に、洞爺湖町給与条例第29条の適用を受けていた者(給料を月額で支給されていた者に限る。)が、施行日以降1年以内にパートタイム会計年度任用職員(給料を月額で定める者に限る。)となった場合に支給する給料の月額は、第5条第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職種の区分に応じ、同表右欄に掲げる号俸に決定する。

職 種	号俸
事務補助員	18
施設管理員	21
施設清掃員、資格者補助員	23
調理員、医療・介護員	26
保育員、公園作業員、貝塚発掘作業員	30
保健師、教員	37
道路維持作業員	51

別表（第4条関係）

会計年度任用職員給料表

職務の級		1 級			
号俸	給料月額	号俸	給料月額	号俸	給料月額
	円		円		円
1	146,100	32	193,900	63	228,600
2	147,200	33	195,500	64	229,400
3	148,400	34	196,900	65	230,100
4	149,500	35	198,400	66	230,800
5	150,600	36	199,900	67	231,700
6	151,700	37	201,200	68	232,700
7	152,800	38	202,500	69	233,400
8	153,900	39	203,700	70	234,000
9	154,900	40	205,000	71	234,500
10	156,300	41	206,300	72	235,200
11	157,600	42	207,600	73	236,000
12	158,900	43	208,900	74	236,600
13	160,100	44	210,200	75	237,200
14	161,600	45	211,300	76	237,700
15	163,100	46	212,600	77	238,400
16	164,700	47	213,900	78	239,100
17	165,900	48	215,200	79	239,800
18	167,400	49	216,300	80	240,300
19	168,900	50	217,400	81	240,800
20	170,400	51	218,400	82	241,500
21	171,700	52	219,500	83	242,200
22	174,400	53	220,600	84	242,900
23	177,000	54	221,600	85	243,500
24	179,600	55	222,500	86	244,200
25	182,200	56	223,500	87	244,900
26	183,900	57	223,800	88	245,600
27	185,500	58	224,600	89	246,100
28	187,200	59	225,400	90	246,600
29	188,700	60	226,100	91	246,900
30	190,400	61	226,800	92	247,300
31	192,200	62	227,800	93	247,600

議案第 33 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(洞爺湖町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 洞爺湖町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「要するもの」の次に「及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号並びに同法第 28 条の 5 第 1 項に規定するもの」を加える。

第 15 条に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の規定により任用された会計年度任用職員が休職にされたときは、いかなる給与も支給しない。

第 16 条の 2 中「(昭和 25 年法律第 261 号)」を削る。

(洞爺湖町職員定数条例の一部改正)

第 2 条 洞爺湖町職員定数条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 22 条第 5 項」を「第 22 条の 2 及び第 22 条の 3」に改め、「臨時的に」を削る。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条の2に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬)」を加える。

(洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)

(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下、このイ及び同条において「1歳到達日」という。)

(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた

日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、同条の前に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第25号。以下「勤務時間等条例」という。)第14条の規定により規則で定める女性職員が出産する予定である場合又は女性職員が出産した場合のための特別休暇の日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当

該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) の翌日 (当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日 (当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日 (当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第7条第2項中「している職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 2 洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年洞爺湖町条例第号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第13条の規定に基づき、一般職員の例により支給する場合の期末手当に係る基準日に育児休業をしている会計年度任用職員（同条の会計年度任用職員に限る。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（会計年度任用職員として勤務した期間に限る。）がある者には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

第8条中「をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第18条を次のように改める。

（部分休業をすることができない職員）

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
- ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第19条第1項中「勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する特別休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（洞爺湖町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第6条 洞爺湖町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第168号）の一部を次のように改正する。

第3条中「任用された職員」の次に「及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を加える。

（洞爺湖町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第7条 洞爺湖町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成20年洞爺湖町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号を次のように改める。

(2) 会計年度任用職員

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第34号

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「議員報酬条例」という。））による改正後の議員報酬条例（以下「第1条改正後議員報酬条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条改正後議員報酬条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後議員報酬条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第35号

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例（以下「特別職給与条例」という。））による改正後の特別職給与条例（以下「第1条改正後特別職給与条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条改正後特別職給与条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後特別職給与条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

議案第36号

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

第27条中「及びこれらに対する」を「、寒冷地手当の月額及び」に改める。

別表第1を次のように改める。

第2条 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（洞爺湖町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）による改正後の給与条例（次項において「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 給与条例第24条第2項の改正規定 令和元年12月1日
 - (2) 給与条例第27条の改正規定 令和元年11月1日

(3) 給与条例別表第1の改正規定 平成31年4月1日
(給与の内払)

- 3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700

再任 用職 員以 外の 職員	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		

	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94		294,900	342,600				
	95		295,200	343,100				
	96		295,600	343,500				
	97		295,800	343,700				
	98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任 用職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

議案第 37 号

洞爺湖町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 10 日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 91 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第38号

洞爺湖町洞爺いこいの家条例及び洞爺湖町一般入浴事業に関する条例の一部
改正について

洞爺湖町洞爺いこいの家条例及び洞爺湖町一般入浴事業に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和元年12月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

洞爺湖町洞爺いこいの家条例及び洞爺湖町一般入浴事業に関する条例の
一部を改正する条例

(洞爺湖町洞爺いこいの家条例の一部改正)

第1条 洞爺湖町洞爺いこいの家条例(平成20年洞爺湖町条例第27号)の一部
を次のように改正する。

別表中「440円」を「450円」に、「4,400円」を「4,500円」に
改める。

(洞爺湖町一般入浴事業に関する条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町一般入浴事業に関する条例(平成21年洞爺湖町条例第29号)
の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「4,400円」を「4,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに購入した回数券又は入浴券(以下「旧券」と
いう。)は、この条例の規定による1回当たりの料金又は入浴料との差額を、旧
券とともに当該施設又は入浴施設へ現金で支払うことで使用することができる。

議案第39号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次の候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 虻田郡洞爺湖町入江105番地2
- (2) 名 称 洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地
- (2) 名 称 株式会社 グリーンステイ洞爺湖
- (3) 代表者 専務取締役 室 田 米 男

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日

議案第40号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次の候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 有珠郡壮瞥町字中島事業区418国有林内
- (2) 名称 洞爺湖森林博物館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 有珠郡壮瞥町字中島
- (2) 名称 有限会社 洞爺湖汽船商事
- (3) 代表者 代表取締役 大西英生

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日

議案第41号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次の候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 虻田郡洞爺湖町月浦44番地42
- (2) 名 称 洞爺湖町月浦運動公園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地
- (2) 名 称 特定非営利活動法人 洞爺にぎわいネットワーク
- (3) 代表者 理事長 福 井 政 吉

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第42号

虻田町・洞爺村新町建設計画の一部変更について

虻田町・洞爺村新町建設計画の一部を次のとおり変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

虻田町・洞爺村新町建設計画の一部を別紙のとおり変更する。

令和元年12月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

虻田町・洞爺村新町建設計画【変更】

区 分	変 更 前	変 更 後	備 考				
<p>I 序論 1. 新町建設計画の策定方針</p> <p>IV 新町の施策 1. 新たな定住と交流を育む都市基盤づくり</p>	<p>(3頁 2行) (3) 計画の期間 本計画の期間は、<u>平成18年度から32年度までの15年間</u>とします。</p> <p>(48頁 主要事業 表中) (4) 道路・交通網の整備 主要事業欄 2～4行)</p> <table border="1" data-bbox="436 738 1155 1015"> <tr> <td data-bbox="436 738 741 1015">(4) 道路・交通網の整備</td> <td data-bbox="741 738 1155 1015"> <input type="checkbox"/>生活路線バス維持事業 _____ _____ <input type="checkbox"/>町道整備事業 <input type="checkbox"/>道道の整備促進 (要望事項) <input type="checkbox"/>国道の整備促進 (要望事項) </td> </tr> </table>	(4) 道路・交通網の整備	<input type="checkbox"/> 生活路線バス維持事業 _____ _____ <input type="checkbox"/> 町道整備事業 <input type="checkbox"/> 道道の整備促進 (要望事項) <input type="checkbox"/> 国道の整備促進 (要望事項)	<p>(3頁 2行) (3) 計画の期間 本計画の期間は、<u>平成18年度から令和3年度までの16年間</u>とします。</p> <p>(48項 主要事業 表中) (4) 道路・交通網の整備 主要事業欄 2～4行)</p> <table border="1" data-bbox="1191 738 1910 1015"> <tr> <td data-bbox="1191 738 1496 1015">(4) 道路・交通網の整備</td> <td data-bbox="1496 738 1910 1015"> <input type="checkbox"/>生活路線バス維持事業 <input type="checkbox"/>JR洞爺駅エレベーター整備事業 <input type="checkbox"/>アイヌ文化コミュニティ活動支援 バス運営事業 <input type="checkbox"/>町道整備事業 <input type="checkbox"/>道道の整備促進 (要望事項) <input type="checkbox"/>国道の整備促進 (要望事項) </td> </tr> </table>	(4) 道路・交通網の整備	<input type="checkbox"/> 生活路線バス維持事業 <input type="checkbox"/> JR洞爺駅エレベーター整備事業 <input type="checkbox"/> アイヌ文化コミュニティ活動支援 バス運営事業 <input type="checkbox"/> 町道整備事業 <input type="checkbox"/> 道道の整備促進 (要望事項) <input type="checkbox"/> 国道の整備促進 (要望事項)	<p>【修正】</p> <p>【追加】</p>
(4) 道路・交通網の整備	<input type="checkbox"/> 生活路線バス維持事業 _____ _____ <input type="checkbox"/> 町道整備事業 <input type="checkbox"/> 道道の整備促進 (要望事項) <input type="checkbox"/> 国道の整備促進 (要望事項)						
(4) 道路・交通網の整備	<input type="checkbox"/> 生活路線バス維持事業 <input type="checkbox"/> JR洞爺駅エレベーター整備事業 <input type="checkbox"/> アイヌ文化コミュニティ活動支援 バス運営事業 <input type="checkbox"/> 町道整備事業 <input type="checkbox"/> 道道の整備促進 (要望事項) <input type="checkbox"/> 国道の整備促進 (要望事項)						

虻田町・洞爺村新町建設計画【変更】

区 分	変 更 前	変 更 後	備 考				
<p>3. 交流と活力に満ちた元気産業のまちづくり</p>	<p>(56頁 主要事業 表中 (5) 観光の振興 主要事業欄 6行)</p> <table border="1" data-bbox="436 560 1155 879"> <tr> <td data-bbox="436 560 736 879">(5) 観光の振興</td> <td data-bbox="736 560 1155 879"> <ul style="list-style-type: none"> ○観光振興事業 ○地産地消推進事業 ○まちづくり交付金観光対策事業 ○有珠山地域自然公園利用拠点新活性化事業 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○各種イベント推進事業 ○体験観光推進事業 </td> </tr> </table>	(5) 観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○観光振興事業 ○地産地消推進事業 ○まちづくり交付金観光対策事業 ○有珠山地域自然公園利用拠点新活性化事業 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○各種イベント推進事業 ○体験観光推進事業 	<p>(56頁 主要事業 表中 (5) 観光の振興 主要事業欄 6行)</p> <table border="1" data-bbox="1189 560 1908 879"> <tr> <td data-bbox="1189 560 1489 879">(5) 観光の振興</td> <td data-bbox="1489 560 1908 879"> <ul style="list-style-type: none"> ○観光振興事業 ○地産地消推進事業 ○まちづくり交付金観光対策事業 ○有珠山地域自然公園利用拠点新活性化事業 <u>○アイヌ文化体験環境整備事業</u> ○各種イベント推進事業 ○体験観光推進事業 </td> </tr> </table>	(5) 観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○観光振興事業 ○地産地消推進事業 ○まちづくり交付金観光対策事業 ○有珠山地域自然公園利用拠点新活性化事業 <u>○アイヌ文化体験環境整備事業</u> ○各種イベント推進事業 ○体験観光推進事業 	<p>【追加】</p>
(5) 観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○観光振興事業 ○地産地消推進事業 ○まちづくり交付金観光対策事業 ○有珠山地域自然公園利用拠点新活性化事業 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○各種イベント推進事業 ○体験観光推進事業 						
(5) 観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○観光振興事業 ○地産地消推進事業 ○まちづくり交付金観光対策事業 ○有珠山地域自然公園利用拠点新活性化事業 <u>○アイヌ文化体験環境整備事業</u> ○各種イベント推進事業 ○体験観光推進事業 						
<p>4. やさしさあふれる健康福祉のまちづくり</p>	<p>(59頁 主要事業 表中 (2) 地域福祉の充実 主要事業欄 5～6行)</p> <table border="1" data-bbox="436 1038 1155 1278"> <tr> <td data-bbox="436 1038 736 1278">(2) 地域福祉の充実</td> <td data-bbox="736 1038 1155 1278"> <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の充実 ○社会福祉協議会事業 ○福祉ボランティア・NPO等育成支援事業 <hr/> </td> </tr> </table>	(2) 地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の充実 ○社会福祉協議会事業 ○福祉ボランティア・NPO等育成支援事業 <hr/>	<p>(59項 主要事業 表中 (2) 地域福祉の充実 主要事業欄 5～6行)</p> <table border="1" data-bbox="1189 1038 1908 1278"> <tr> <td data-bbox="1189 1038 1489 1278">(2) 地域福祉の充実</td> <td data-bbox="1489 1038 1908 1278"> <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の充実 ○社会福祉協議会事業 ○福祉ボランティア・NPO等育成支援事業 <u>○アイヌ民族共生拠点施設整備事業</u> </td> </tr> </table>	(2) 地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の充実 ○社会福祉協議会事業 ○福祉ボランティア・NPO等育成支援事業 <u>○アイヌ民族共生拠点施設整備事業</u> 	<p>【追加】</p>
(2) 地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の充実 ○社会福祉協議会事業 ○福祉ボランティア・NPO等育成支援事業 <hr/>						
(2) 地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の充実 ○社会福祉協議会事業 ○福祉ボランティア・NPO等育成支援事業 <u>○アイヌ民族共生拠点施設整備事業</u> 						

虻田町・洞爺村新町建設計画【変更】

区 分	変 更 前	変 更 後	備 考
<p>VII 財政計画 1. 前提条件</p>	<p>(72頁 4～8行) (1) 基本的考え方 <u>現在、国においては、「三位一体の改革」として、「地方交付税制度の見直し」や「地方への税財源の移譲」、「国庫支出金の見直し」が議論されていますが、これらは、現時点では不透明感が強く、内容を分析して将来の財政計画に反映させることは困難であるため、現行の行財政制度を基本に作成してあります。</u></p> <p>(72頁 15～16行) (2) 計画の前提条件 ①計画期間 財政計画の計画期間は、新町建設計画の計画期間及び合併特例法による<u>財政支援期間と同様に、合併後15年度間（平成18年度から平成32年度まで）</u>としています。</p> <p>(72頁 18～19行) ②物価上昇率・経済成長率について <u>いわゆる右肩上がりの経済発展の時代を過ぎ、最近では物価が下がる傾向にあることから、物価上昇率については考慮していません。</u></p>	<p>(72頁 4～8行) (1) 基本的考え方 <u>将来の財政計画においては、現行の行財政制度を基本に作成してあります。</u></p> <p>(72頁 15～16行) (2) 計画の前提条件 ①計画期間 財政計画の計画期間は、新町建設計画の計画期間及び合併特例法による<u>財政支援期間内の、合併後16年度間（平成18年度から令和3年度まで）</u>としています。</p> <p>(72頁 18～19行) ②物価上昇率・経済成長率について <u>いわゆる右肩上がりの経済発展の時代を過ぎ、デフレの時期を抜け出したその後は物価が上がる傾向と考えられますが、物価上昇率については考慮していません。</u></p>	<p>【修正】</p> <p>【修正】</p> <p>【修正】</p>

虻田町・洞爺村新町建設計画【変更】

区 分	変 更 前	変 更 後	備 考
2. 財政計画	(78頁～80頁 表中) 別紙のとおり	(78頁～80頁 表中) 別紙のとおり	【修正及び追加】

(別紙)

変更前

変更後

(78頁 表中)

【歳入】

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地方税	1,204	1,252	1,226	1,165	1,154	1,169	1,097	1,111	1,173	<u>1,064</u>
地方譲与税 ・交付金	342	275	247	238	242	233	213	213	223	<u>248</u>
地方交付税	3,802	3,902	4,033	4,077	4,214	4,158	4,223	4,139	3,858	<u>3,635</u>
国庫支出金	608	406	606	611	459	528	311	412	441	<u>616</u>
道支出金	212	320	237	231	341	352	232	279	308	<u>312</u>
地方債	1,038	714	695	319	442	395	318	573	435	<u>1,182</u>
分担金及び 負担金	30	31	37	38	48	41	42	43	38	<u>36</u>
使用料・ 手数料	313	325	332	297	292	285	284	276	270	<u>259</u>
財産収入・ 諸収入等	524	482	372	415	347	370	474	464	412	<u>328</u>
繰入金	1,121	1,033	334	36	201	1	1	1	270	<u>33</u>
合 計	9,194	8,740	8,119	7,427	7,740	7,532	7,195	7,511	7,428	<u>7,713</u>

(78頁 表中)

【歳入】

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地方税	1,204	1,252	1,226	1,165	1,154	1,169	1,097	1,111	1,173	<u>1,154</u>
地方譲与税 ・交付金	342	275	247	238	242	233	213	213	223	<u>305</u>
地方交付税	3,802	3,902	4,033	4,077	4,214	4,158	4,223	4,139	3,858	<u>3,772</u>
国庫支出金	608	406	606	611	459	528	311	412	441	<u>607</u>
道支出金	212	320	237	231	341	352	232	279	308	<u>313</u>
地方債	1,038	714	695	319	442	395	318	573	435	<u>833</u>
分担金及び 負担金	30	31	37	38	48	41	42	43	38	<u>39</u>
使用料・ 手数料	313	325	332	297	292	285	284	276	270	<u>261</u>
財産収入・ 諸収入等	524	482	372	415	347	370	474	464	412	<u>378</u>
繰入金	1,121	1,033	334	36	201	1	1	1	270	<u>6</u>
合 計	9,194	8,740	8,119	7,427	7,740	7,532	7,195	7,511	7,428	<u>7,668</u>

変更前

変更後

(78頁 表中)

【歳入】

区 分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地方税	1,055	1,050	1,019	1,014	1,009
地方譲与税・交付金	238	242	262	262	262
地方交付税	3,363	3,160	3,031	2,989	2,914
国庫支出金	508	364	366	333	277
道支出金	353	251	245	243	228
地方債	788	328	429	282	221
分担金及び負担金	37	37	37	37	37
使用料・手数料	258	258	258	258	258
財産収入・諸収入等	217	82	81	81	81
繰入金	148	189	312	218	280
合 計	6,965	5,961	6,040	5,717	5,567

※端数処理の関係で、費目ごとの計と合計が合致しない場合があります。
 ※18年度から26年度は、決算の額を記入しています。

(78頁 表中)

【歳入】

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
地方税	1,239	1,212	1,175	1,161	1,154	1,136
地方譲与税・交付金	270	285	286	293	303	298
地方交付税	3,569	3,465	3,220	3,219	3,170	3,130
国庫支出金	620	378	410	430	635	485
道支出金	374	508	424	623	455	452
地方債	915	581	683	852	764	738
分担金及び負担金	39	43	43	42	42	42
使用料・手数料	249	240	233	232	231	230
財産収入・諸収入等	461	402	350	269	216	216
繰入金	38	51	125	140	130	130
合 計	7,774	7,165	6,949	7,261	7,100	6,857

※端数処理の関係で、費目ごとの計と合計が合致しない場合があります。
 ※18年度から30年度は、決算の額を記入しています。

変更前

(79頁 表中)

【歳出】

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人件費	1,599	1,525	1,464	1,416	1,374	1,286	1,330	1,429	1,353	<u>1,289</u>
物件費	917	1,070	974	939	876	990	981	978	1,020	<u>1,080</u>
維持補修費	57	46	68	160	100	108	157	138	163	<u>108</u>
扶助費	417	455	501	492	600	622	620	610	665	<u>661</u>
補助費等	997	959	1,066	975	965	984	840	1,112	1,210	<u>1,326</u>
投資の経費	1,770	869	777	543	342	436	171	630	541	<u>943</u>
公債費	1,684	1,724	1,780	1,821	2,113	1,627	1,407	1,275	1,273	1,230
投資・出資・ 貸付金	42	81	53	41	25	21	34	12	44	8
積立金	648	891	380	95	257	202	563	259	27	<u>41</u>
繰出金	981	1,003	858	784	901	1,002	863	878	992	<u>1,000</u>
合 計	9,092	8,623	7,921	7,266	7,553	7,278	6,966	7,321	7,288	<u>7,686</u>

変更後

(79頁 表中)

【歳出】

(単位：百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人件費	1,599	1,525	1,464	1,416	1,374	1,286	1,330	1,429	1,353	<u>1,281</u>
物件費	917	1,070	974	939	876	990	981	978	1,020	<u>1,083</u>
維持補修費	57	46	68	160	100	108	157	138	163	<u>156</u>
扶助費	417	455	501	492	600	622	620	610	665	<u>673</u>
補助費等	997	959	1,066	975	965	984	840	1,112	1,210	<u>1,230</u>
投資の経費	1,770	869	777	543	342	436	171	630	541	<u>548</u>
公債費	1,684	1,724	1,780	1,821	2,113	1,627	1,407	1,275	1,273	1,230
投資・出資・ 貸付金	42	81	53	41	25	21	34	12	44	8
積立金	648	891	380	95	257	202	563	259	27	<u>265</u>
繰出金	981	1,003	858	784	901	1,002	863	878	992	<u>959</u>
合 計	9,092	8,623	7,921	7,266	7,553	7,278	6,966	7,321	7,288	<u>7,433</u>

変更前

(79頁 表中)

【歳出】

区 分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人件費	1,220	1,196	1,197	1,191	1,140
物件費	1,081	994	992	988	982
維持補修費	118	140	157	111	116
扶助費	644	645	645	645	645
補助費等	809	809	718	758	700
投資的経費	981	169	427	108	86
公債費	1,103	980	863	860	849
投資・出資・貸付金	8	8	8	8	8
積立金	2	2	2	2	2
繰出金	999	1,018	1,031	1,046	1,039
合 計	6,965	5,961	6,040	5,717	5,567

※端数処理の関係で、費目ごとの計と合計が合致しない場合があります。
 ※18年度から26年度は、決算の額を記入しています。

変更後

(79頁 表中)

【歳出】

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
人件費	1,243	1,156	1,173	1,180	1,150	1,162
物件費	1,163	1,074	1,078	1,092	1,145	1,145
維持補修費	131	166	168	175	180	188
扶助費	741	657	684	685	685	685
補助費等	909	886	1,124	1,340	1,017	920
投資的経費	1,128	749	657	805	949	768
公債費	1,098	980	871	872	881	915
投資・出資・貸付金	8	8	38	35	32	29
積立金	124	241	62	50	50	50
繰出金	984	1,070	1,015	1,027	1,011	995
合 計	7,529	6,987	6,870	7,261	7,100	6,857

※端数処理の関係で、費目ごとの計と合計が合致しない場合があります。
 ※18年度から30年度は、決算の額を記入しています。

変更前

変更後

(80頁 表中)

(80頁 表中)

行政経費の削減効果

行政経費の削減効果

区分	削減額	備考
議員報酬	<u>6.4</u> 億円	平成 19 年 4 月まで在任特例。平成 19 年 5 月以降、段階的に 28 人から <u>14 人</u> へ <u>14 人</u> の削減。合併後 <u>15 年間</u> の累計。対 16 年度。
町長、副町長、教育長の給与	<u>9.0</u> 億円	それぞれ一人ずつへ。合併後 <u>15 年間</u> の累計。対 16 年度。
職員給	<u>48.3</u> 億円	平成 16 年度初：202 人を、平成 27 年度初： <u>146 人</u> へ。退職者は合併後 5 年間不補充。平成 23 年度以降、退職者の 5 分の 1 補充。勸奨退職応募者 7 名を見込む。合併後 <u>15 年間</u> の累計。対 16 年度。
物件費	<u>3.0</u> 億円	消耗品等の物品購入費や旅費、役務費、委託料等について、一つの団体になることによるスケールメリットとさらなる行革努力を反映して削減。合併後 <u>15 年間</u> の累計。対 16 年度。

区分	削減額	備考
議員報酬	<u>7.0</u> 億円	平成 19 年 4 月まで在任特例。平成 19 年 5 月以降、段階的に 28 人から <u>12 人</u> へ <u>16 人</u> の削減。合併後 <u>16 年間</u> の累計。対 16 年度。
町長、副町長、教育長の給与	<u>9.5</u> 億円	それぞれ一人ずつへ。合併後 <u>16 年間</u> の累計。対 16 年度。
職員給	<u>58.7</u> 億円	平成 16 年度初：202 人を、平成 31 年度初： <u>141 人</u> へ。退職者は合併後 5 年間不補充。平成 23 年度以降、退職者の 5 分の 1 補充。勸奨退職応募者 7 名を見込む。合併後 <u>16 年間</u> の累計。対 16 年度。

議案第43号

令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,078千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,446,728千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年12月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		514,952	10,210	525,162
	1. 国庫負担金	272,819	4,900	277,719
	2. 国庫補助金	230,964	5,200	236,164
	3. 委託金	11,169	110	11,279
16. 道支出金		751,055	2,450	753,505
	1. 道負担金	176,988	2,450	179,438
17. 財産収入		23,590	1,100	24,690
	2. 財産売却収入	3,265	1,100	4,365
19. 繰入金		162,966	△ 9,082	153,884
	1. 繰入金	162,966	△ 9,082	153,884
22. 町債		865,918	400	866,318
	1. 町債	865,918	400	866,318
歳入合計		7,441,650	5,078	7,446,728

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		60,865	△ 930	59,935
	1. 議 会 費	60,865	△ 930	59,935
2. 総 務 費		384,626	3,150	387,776
	1. 総 務 管 理 費	346,014	3,150	349,164
3. 民 生 費		1,509,242	24,098	1,533,340
	1. 社 会 福 祉 費	1,015,629	6,888	1,022,517
	2. 国 民 年 金 費	37	110	147
	4. 児 童 福 祉 費	158,070	9,800	167,870
	5. 保 育 所 費	112,774	7,300	120,074
4. 衛 生 費		378,183	597	378,780
	1. 保 健 衛 生 費	126,922	597	127,519
7. 商 工 費		325,743	1,283	327,026
	2. 観 光 費	207,245	1,283	208,528
8. 土 木 費		1,353,905	6,910	1,360,815
	5. 都 市 計 画 費	408,538	3,770	412,308
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	487,662	3,140	490,802
9. 消 防 費		406,936	1,760	408,696
	1. 消 防 費	406,936	1,760	408,696
10. 教 育 費		398,465	1,336	399,801
	1. 教 育 総 務 費	103,708	3,270	106,978
	2. 小 学 校 費	70,751	480	71,231
	3. 中 学 校 費	57,325	265	57,590
	5. 保 健 体 育 費	70,225	△ 2,679	67,546
12. 給 与 費		1,100,283	△ 30,000	1,070,283
	1. 給 与 費	1,100,283	△ 30,000	1,070,283
13. 予 備 費		44,889	△ 3,126	41,763
	1. 予 備 費	44,889	△ 3,126	41,763
歳 出 合 計		7,441,650	5,078	7,446,728

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
洞爺湖森林博物館管理業務に係る指定管理料	自 令和2年度 至 令和6年度	3,500千円
洞爺湖町月浦運動公園管理業務に係る指定管理料	自 令和2年度 至 令和4年度	12,900千円
洞爺湖町歴史公園夕日ヶ丘パークゴルフ場管理業務に係る指定管理料	自 令和2年度 至 令和6年度	13,425千円

第3表 地方債補正

1. 追加

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
本町生活館解体事業	1,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借入れる資金 について、利率見直し を行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金 とし、その融資条件による。 ただし、町財政の都合に より据置期間及び償還期限 を短縮し、もしくは繰上償 還又は低利に借換えること ができる。

2. 変更

(単位:千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
非常用電源整備事業	3,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し方式で 借入れる資金につ いて、利率見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	政府資金又は その他資金とし、 その融資条件に よる。 ただし、町財政 の都合により据 置期間及び償還 期限を短縮し、 もしくは繰上償 還又は低利に借 換えることができ る。	5,200	同左	同左	同左
虻田体育館改修事業	2,500	同上	同上	同上	0	—	—	—

議案第44号

令和元年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳出予算補正

1 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		41,679	241	41,920
	1. 総務管理費	36,582	241	36,823
9. 予備費		4,399	△ 241	4,158
	1. 予備費	4,399	△ 241	4,158
歳出合計		1,438,366	0	1,438,366

議案第45号

令和元年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,513千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ683,214千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年12月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国 庫 補 助 金		24,830	△ 6,913	17,917
	1. 国 庫 補 助 金	24,830	△ 6,913	17,917
5. 繰 入 金		401,000	3,500	404,500
	1. 繰 入 金	401,000	3,500	404,500
5. 町 債		59,800	△ 3,100	56,700
	1. 町 債	59,800	△ 3,100	56,700
歳 入 合 計		689,727	△ 6,513	683,214

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 公 共 下 水 道 費		312,803	△ 6,480	306,323
	1. 下 水 道 管 理 費	227,744	2,600	230,344
	2. 下 水 道 建 設 費	85,059	△ 9,080	75,979
3. 予 備 費		1,354	△ 33	1,321
	1. 予 備 費	1,354	△ 33	1,321
歳 出 合 計		689,727	△ 6,513	683,214

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
公共下水道事業	59,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 において は、当該見 直し後の 利率)	政府資金又 はその他資 金とし、その 融資条件に よる。 ただし、町 財政の都合 により据置 期間及び償 還期限を短 縮し、もしく は繰上償還 又は低利に 借換えるこ とができる。	56,700	同左	同左	同左

議案第46号

令和元年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,094,561千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

議案第47号

令和元年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,497千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97,207千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		703	△ 400	303
	1. 負担金	703	△ 400	303
2. 使用料及び手数料		40,725	4,897	45,622
	1. 使用料	40,674	4,897	45,571
歳入合計		92,710	4,497	97,207

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		5,254	94	5,348
	1. 総務管理費	5,254	94	5,348
2. 簡易水道施設費		28,485	4,708	33,193
	1. 施設管理費	17,674	4,748	22,422
	2. 簡易水道建設費	10,811	△ 40	10,771
4. 予備費		2,464	△ 305	2,159
	1. 予備費	2,464	△ 305	2,159
歳出合計		92,710	4,497	97,207

議案第48号

令和元年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和元年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

〈収入〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	280,764	△6,500	274,264
第1項 営業収益	212,944	△6,500	206,444
第2項 営業外収益	67,819	0	67,819
第3項 特別利益	1	0	1

〈支出〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	280,764	△6,500	274,264
第1項 営業費用	250,422	4,563	254,985
第2項 営業外費用	14,271	0	14,271
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	16,070	△11,063	5,007

第3条 予算第4条 本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額45,402千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

〈収入〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	99,500	7,900	107,400
第1項 企業債	99,500	7,900	107,400

〈支出〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	144,816	7,986	152,802
第1項 企業債償還金	45,285	0	45,285
第2項 建設改良費	99,531	7,986	107,517

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の 目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
上水道 事業	99,500	証書 借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金又は その他資金と し、その融資条 件による。ただ し、町財政の都 合により据置 期間及び償還 期間を短縮し、 若しくは繰上 償還又は低利 に借換えるこ とができる。	107,400	同左	同左	同左

令和元年12月10日提出

洞爺湖町長 真屋敏春